

1 総合支援資金



失業等により収入が減少し、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を受けることにより自立が見込まれる世帯に貸付する資金です。

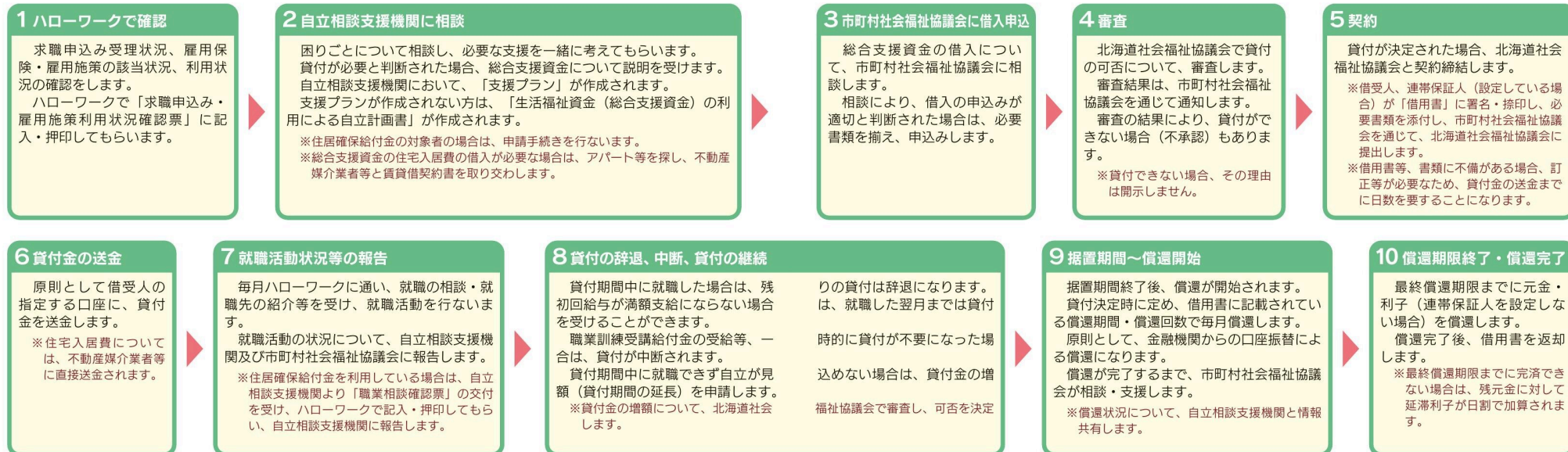
総合支援資金を利用するにあたっては、原則として生活困窮者自立支援法にもとづく自立相談支援機関（*）による支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関から貸付け後の継続的な支援を受けることに同意していることを要件とします。

(1) ご利用いただける世帯

低所得世帯 ※次の要件のいずれにも該当する世帯

- ①低所得世帯で、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること。
 ▲収入の減少については、一時的な減少であり、今後増加が見込まれること等が条件となります。
 ▲失業等により、常用雇用を目指し就職活動中の方が対象のため、原則、就労している方は対象となりません。
- ②公的な書類等で本人確認ができること。
- ③現に住居を有していること、または生活困窮者自立支援法に規定する住居確保給付金（*）の申請を行ない、住宅の確保が確実に見込まれること。
- ④社会福祉協議会及び関係機関から、貸付け後の継続的な支援を受けることに同意していること。
- ⑤社会福祉協議会が貸付け及び関係機関とともに支援を行なうことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、償還（返済）が見込まれること。
- ⑥失業等給付、職業訓練受講給付金、生活保護、年金等の他の公的給付または公的な貸付けを受けることができず、生活費を賄うことができないこと。
 ▲失業等給付、生活保護、年金等の他の公的給付を受けることができる場合は、貸付対象となりません。
 また、公的年金は受給額が少額であっても受給している場合は、貸付対象となりません。

(3) 借入相談から償還完了までのながれ



※相談・申込から審査、貸付金送金までは、概ね1か月～1か月半程度かかります。

*自立相談支援機関…平成27年4月から始まった生活困窮者自立支援制度で、仕事や生活全般にわたる困りごとについて支援員が相談を受け、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、自立に向けた支援を行なう機関です。相談窓口等については、北海道または、お住まいの市町村役場にご確認ください。

*住居確保給付金…離職者であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方または喪失するおそれのある方を対象とした、住宅の確保（住宅喪失の予防）及び就労機会の確保を支援することを目的とした制度です。地方自治体とハローワーク等による支援を受けながら、地方自治体から賃貸住宅の家賃の支給を受けることができます。

(2) 資金の種類と内容

資金種類	使途内容	貸付限度額	据置期間	償還期間	利息
生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用（※貸付期間は原則3か月とし、最長12か月以内） ・食費、日用品費、就職活動費等	月額20万円以内 (単身世帯は月額15万円以内)	6か月	10年以内	連帯保証人を立てる場合は無利息 連帯保証人を立てない場合は年1.5%
住宅入居費	敷金、礼金等の住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内			
一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用 ・就職活動用のスーツ購入経費 ・住居確保給付金を申請している場合の最低限の家具什器費 ・家賃、公共料金等を滞納し、滞納分を支払わなければ住宅の退去、電気・ガス・水道等の停止となる場合に支払いに必要な経費	60万円以内	貸付の日から6か月以内(生活支援費とあわせて貸付けている場合には、生活支援費の最終貸付日から6か月以内)		

※住宅入居費は、住居確保給付金申請者のみ対象です。

(4) ご利用に際して

- 生活支援費の貸付額（月額）は、生計の維持ができていた頃の収入状況、世帯に必要な家計費、現在の収入等を考慮し、必要な金額を相談して決めます。また、再就職後に償還（返済）することを考え、借入額はできるだけ少額となるよう、支出の見直しもあわせて行ないます。
- 生活支援費について、生活を維持するために必要のない経費（遊興費や他の借入金の返済）は貸付対象外です。
- 生活支援費の貸付を受けた後に就職が決まった場合、初回の給与が1か月分の満額支給とならない場合があるため、就職した翌月までは貸付を受けることができます。
- 住宅入居費は、住宅確保給付金の利用のない場合、貸付対象外です。
- 一時生活再建費における家賃の滞納分の支払い費用については、催告書や督促状等により住居の退去を求められている場合に限ります。単に家賃を滞納しているのみの場合は貸付対象外です。

(5) 必要な書類

【共通書類】

内 容	書 類
世帯の状況が明らかになる書類	①世帯全員分の住民票の写し（謄本） ②世帯全員分の個人番号カード（表面）の写し又は被保険者資格確認書の写し ※上記①②のいずれか一方に代えて、運転免許証の写しその他顔写真が貼付された証明書等でも可
世帯の所得がわかる書類	・源泉徴収票、所得証明書等（世帯全員分）
世帯の他制度の利用状況がわかる書類	・失業等給付、年金等の申請・受給証明書等
失業等給付の状況がわかる書類	・求職申込み・雇用施策利用状況確認票
自立相談支援機関の利用状況がわかる書類	・プラン兼事業等利用申込書、相談受付・申込票
連帯保証人の資力が明らかになる書類	・市町村民税課税証明書

【住宅入居費】

内 容	書 類
入居予定住宅に関する書類	・入居予定住宅に関して締結した不動産賃貸契約書の写し ・住居確保給付金申請時に不動産媒介業者等から交付される「入居予定住宅に関する状況通知書」の写し ・住居確保給付金申請時に実施主体から交付される「支給対象者証明書」の写し

【一時生活再建費】

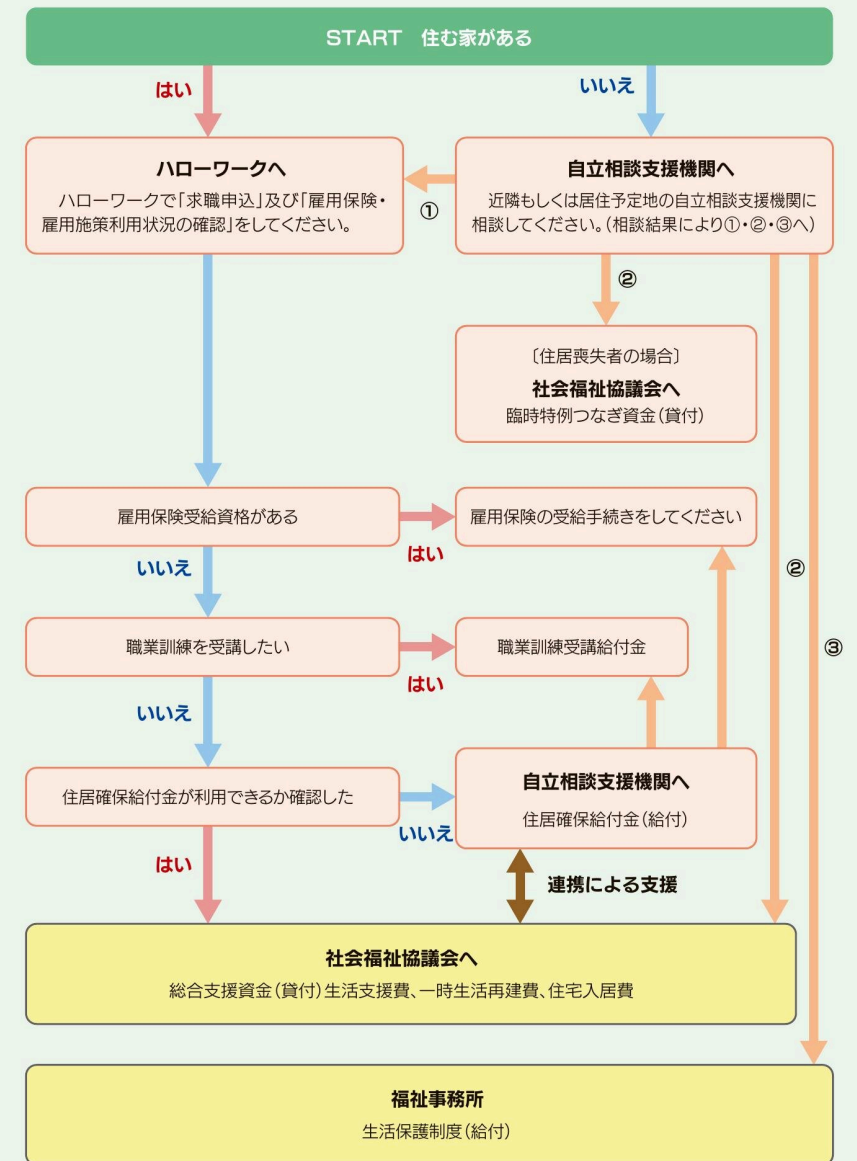
内 容	書 類
必要額の費用がわかる書類	・見積書等

※上記以外に、必要に応じて書類を求める場合があります。



【参考】失業・住居喪失等の場合の支援策

離職によって住居を失ってお困りの方や、生活費にお困りの方には公的な支援策があります。下表からあてはまる可能性のある支援策がわかります。



*臨時特例つなぎ資金…住居のない離職者に対して、公的給付制度または公的貸付制度を申請している場合に、当該給付金または貸付金を受けるまでの当面の生活費を貸付ける制度（10万円以内、無利子、連帯保証人不要）